

# 西神居地区防災計画

令和6年3月

西神居地区防災会議

# 目 次

1	目 的	1
2	地区の特性	2
(1)	過去に発生した災害	2
(2)	今後の災害想定	2
3	平常時の活動	3
(1)	組織体制	3
(2)	防災知識の普及・啓発	3
(3)	地域の危険箇所の把握	3
(4)	防災訓練	3
(5)	避難環境の整備	3
(6)	備蓄	4
(7)	自主防災資機材	4
(8)	避難行動要支援者等の支援体制	4
(9)	自力避難困難者の把握	5
4	災害時の活動	6
(1)	災害体制（組織と役割分担）	6
(2)	情報収集・伝達・共有・災害広報	7
(3)	救助・救急，初期消火	7
(4)	避難誘導活動	7
(5)	生活救援（給食給水・炊き出し等）	8
(6)	避難所開設・運営	8
(7)	避難行動要支援者等の支援	8
(8)	消防団の役割（課題）	8
5	風水害・土砂災害・地震・雪害への対応	8
6	災害復旧時の活動	8
7	計画の見直し	8

# 西神居地区防災計画

## 1 目的

私たちが住む日本では、毎年、全国各地で地震や台風、大雨、豪雪などにより、これまでに経験したことのないような被害が発生している。

旭川市は、これまで大きな地震の発生がないことや、全国と比較して大雨や台風による被害が少ないという地理的特性から、「災害が少ないまち」という認識を持っている市民が多い。しかし、上述のとおり、この旭川も含めいつ、どこで、どの様な災害が発生しても不思議ではない状況であり、平時から防災意識を高め、いざという時に備えておかなければならない。

災害が発生した場合、まず個人の取組が不可欠であるが限界はある。また、行政の支援にも限りがある。このことから、災害による被害を最小限に抑えるためには、地域住民の連携・協力による組織的行動が不可欠である。

本計画は、西神居地区の特性を踏まえた住民等による自発的な防災活動に関する事項を定め、計画に基づく防災活動を実施することで、安全で安心して暮らすことができる西神居地区の地域づくりを目指すものである。

令和6年3月 西神居地区防災会議

### 《基本方針》

**全世代 みんなで支え合う 西神居地区**  
～逃げ遅れ「ゼロ」を目指して～

神居古潭の紅葉



カムイスキーリンクス



西神居地区防災会議の様子



## 2 地区の特性

西神居地区は、神居山をはじめとする山並みが広がり、広範囲で稲作・畑作・果樹園などが営まれている農山村地域となっている。また、国道12号、道道4号旭川芦別線、JR函館本線など地域内外を結ぶ交通経路が整備されているほか、カムイスキーリンクス、神居古潭などスポーツ施設や景勝地がある。

これまで国道12号に沿って流れる石狩川やその支川である内大部川、オロエン川などの氾濫により、住戸及び農地被害が発生した。また、令和5年5月に新たに内大部川及びオロエン川の浸水想定区域が公表され、避難経路として想定される国道及び道道の幹線道路も浸水の危険性が高くなっている。さらに、西神居地区の広範囲を占める神居山が土砂災害警戒区域等に指定されており、ひと度災害が発生すると、交通網の遮断により孤立する危険性が高い区域が点在している。

令和6年2月現在の西神居地区の人口は188人、世帯数は94世帯となっている。また、高齢化率は59.6%と市全体の35.1%を大幅に上回っており、避難行動要支援者の人数は6人である。

高齢化が顕著であることや、農村部では民家が広範囲に点在していることから、災害時や停電時（特に冬期）、高齢世帯が自宅に取り残される懸念があるほか、自家用車を持たない一人暮らしの高齢者も点在している。このことから、近所での呼びかけや見守り活動が重要であり、避難支援の担い手確保が今後の課題である。

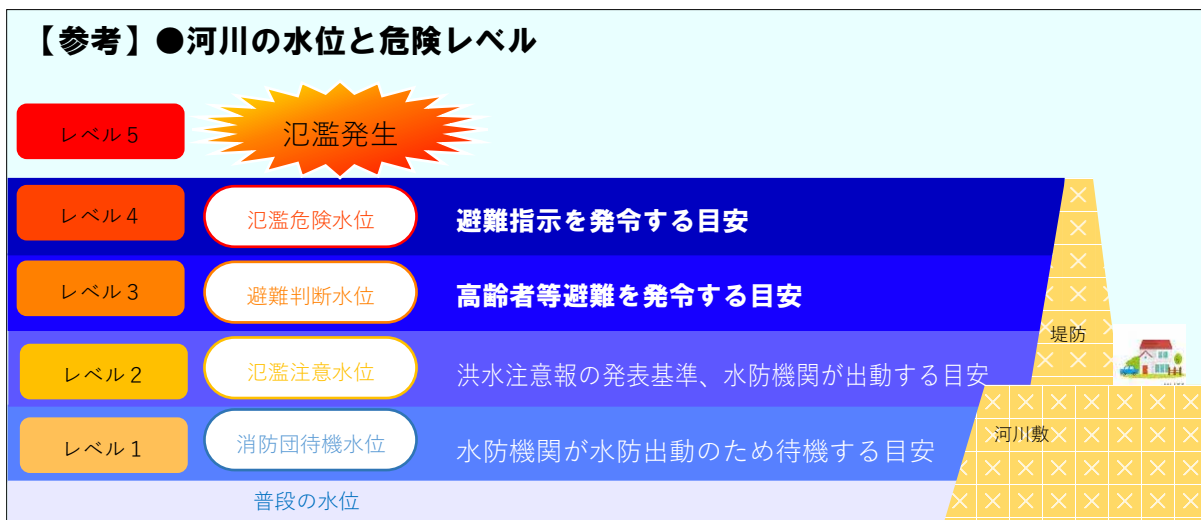
### (1) 過去に発生した災害（令和5年8月に実施したアンケートなどにより確認）

- 石狩川の氾濫による道路冠水、床下浸水、農地被害（神居古潭地区）  
昭和56年8月、平成28年8月、平成30年7月 ほか
- 内大部川の氾濫（豊里地区）  
平成13年、平成30年7月 ほか
- オロエン川・オロチョン川の氾濫による農地被害（豊里地区）  
平成28年8月 ほか
- 沢水の氾濫（豊里地区）  
令和4年6月
- 胆振東部地震によるブラックアウト  
平成30年9月

### (2) 今後の災害想定

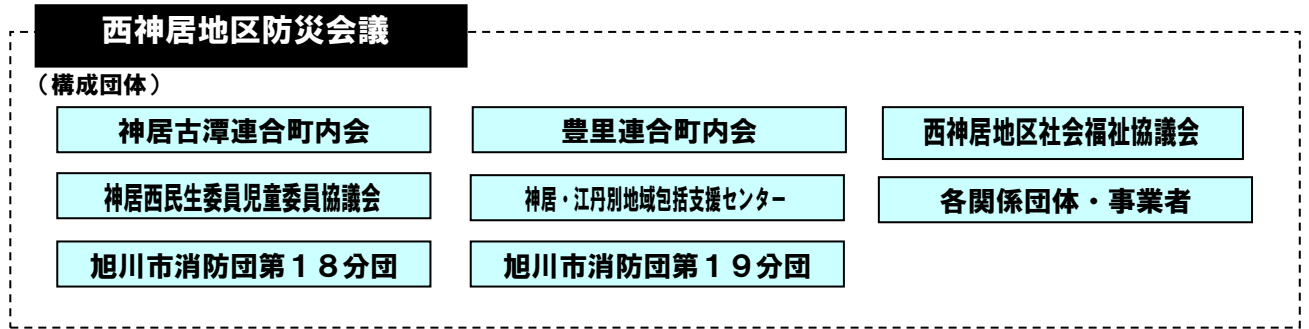
石狩川及び中小河川の堤防決壊や氾濫のほか、土砂災害による住宅・農地・道路被害などの災害リスクがある。

また、地震、雪害、大停電（ブラックアウト）によるライフラインの停止等が懸念される。



### 3 平常時の活動

#### (1) 組織体制



#### (2) 防災知識の普及・啓発

西神居地区防災会議及び構成団体は、お互いに協力しながら各種研修を企画・実施するものとする。

#### (3) 地域の危険箇所の把握

西神居地区防災会議及び構成団体は、浸水・土砂災害の危険性が高い区域や古い家屋が密集している区域、狭い道路、農業用ため池など、災害の危険性が高い箇所を事前に把握し、地区住民に周知する。

#### (4) 防災訓練

地区防災会議及び構成団体は、お互いに協力しながら各種訓練を企画・実施するものとする。

##### ア 西神居地区防災会議が実施する防災訓練

避難訓練、避難所運営訓練、情報伝達訓練、機器取扱訓練 ほか

##### イ 町内会や関係団体・事業者等が実施する防災訓練

避難訓練、消火訓練、情報伝達訓練、機器取扱訓練 ほか

#### (5) 避難環境の整備

地区、町内会、家庭ごとに災害時に避難する施設や場所、避難経路を事前に決めておくよう努めることとする。安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難も検討する。

西神居地区の避難所及び避難場所は次のとおりである。

なお、災害発生時に交通網が遮断され、市職員が避難所等に駆け付けられない場合も想定されることから、地区住民の中で鍵の保管者・保管場所を共有しておく必要がある。

##### 避難所

施設名	所在地	電話番号	浸水深(m)	洪水	土砂災害	地震
西神居会館	神居町神居古潭	72-2240	0	○	○	○
旧神居古潭小中学校	神居町神居古潭	—	0	○	○	○
セルフ豊里	神居町豊里	72-3111	0	○	×	○

##### 避難場所

施設名	所在地	電話番号	浸水深(m)	洪水	土砂災害
豊西会館	神居町豊里	72-2338	0.5~3.0	×	×
第19分団詰所	神居町豊里	—	0	○	○

## (6) 備蓄

西神居地区の公的備蓄は、次のとおりである。

また、住民自らも家庭での備蓄品（非常食，飲料水，防災グッズなど）を備えるよう努めるものとする。

### 《公的備蓄》

施設名	主な備蓄品
旧神居古潭小中学校	アルファ化米 50，野菜ジュース 60，毛布 50，防災マット 50，寝袋 50，トイレットペーパー24，コークスストーブ 3，コークス 45，やかん 2，大鍋 2，生活用水資機材 1，簡易水槽 5，発電機 1，携行缶 1，コードリール 2，投光器 2
セルブ豊里	アルファ化米 50，野菜ジュース 60，毛布 50，防災マット 50，寝袋 50，トイレットペーパー24，コークスストーブ 3，コークス 45，やかん 2，大鍋 2，生活用水資機材 1，簡易水槽 5，発電機 1，携行缶 1，コードリール 2，投光器 2
豊西会館	アルファ化米 50，野菜ジュース 60，毛布 20，防災マット 25，寝袋 20，トイレットペーパー24

### 《個人備蓄（例）》

種別	主な備蓄品
非常持出品	現金（硬貨），通帳，印鑑，保険証，携帯電話，モバイルバッテリー
食料・飲料水	乾パン，缶詰，カップ麺，ビスケット，チョコレート，飲料水
衛生用品	マスク，アルコール消毒液，体温計，ウェットティッシュ，衣料（防寒衣含む。），タオル，洗面用具，携帯トイレ，使い捨てカイロ，軍手
医薬品	解熱剤，かぜ薬，胃腸薬，目薬，お薬手帳，傷薬，ばんそうこう，ガーゼ，包帯，三角巾，はさみ
防災グッズ	懐中電灯，携帯ラジオ，予備電池，缶切り，栓抜き，ナイフ，割り箸，ビニール袋，紐類，カセットコンロ，ポータブルストーブ
その他	乳児用ミルク，ほ乳瓶，紙おむつ，生理用品，予備メガネ，老眼鏡

## (7) 自主防災資機材

西神居地区に整備されている自主防災資機材は、次のとおりである。

### 《自主防災資機材》

No	設置場所	名称等	設置組織
1	神居町神居古潭	旧神居古潭小中学校	神居古潭地区連合自主防災会

## (8) 避難行動要支援者等の支援体制

西神居地区に居住する避難行動要支援者6人のうち、2人について避難支援者への個人情報の提供に同意している。（※人数は令和6年2月現在）

西神居地区防災会議として、今後構成団体と連携して、個別避難計画を作成し、避難行動要支援者への支援体制を構築するものとする。

## (9) 自力避難困難者の把握

西神居地区は高齢世帯が非常に多く、自家用車を持たない一人暮らし高齢者などが災害時に取り残される懸念がある。

このことから、避難所への移動手段を持たない自力避難困難者について、各町内会単位での把握に努め、共有を図る必要がある。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難支援者の行動例
<b>警戒レベル5 緊急安全確保</b>	災害の発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	命を守る 最善の行動
<b>警戒レベル4 避難指示</b>	災害のおそれが高い	危険な場所から 全員避難	自ら避難する
<b>警戒レベル3 高齢者等避難</b>	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者は避難	一緒に避難する 車に乗せて避難
<b>警戒レベル2 大雨・洪水注意報</b>	気象状況悪化	避難行動を確認	避難支援の準備
<b>警戒レベル1 早期注意情報</b>	今後気象状況悪化の おそれ	災害への心構えを 高める	知らせる 訪問する

### ※ 気象情報・災害情報などの入手方法（抜粋）

#### ○緊急速報メール・エリアメール

緊急地震速報や避難情報などを、特定地域内の対応する全ての端末（スマートフォン・携帯電話）に無料で一斉配信します。対応機種などは各通信事業者にお問い合わせください

#### ○テレビデータ放送

NHK 総合テレビのデータ放送画面で、気象情報や災害情報、避難情報などを確認できます。

NHK 総合（3チャンネル）でテレビのリモコンのdボタンを押すとデータ放送画面が表示されます。



#### ○無料防災アプリ

気象情報や避難情報などがスマートフォンに自動配信される無料の防災アプリが便利です。「無料防災アプリ」で検索すると、様々なアプリを探すことができます。

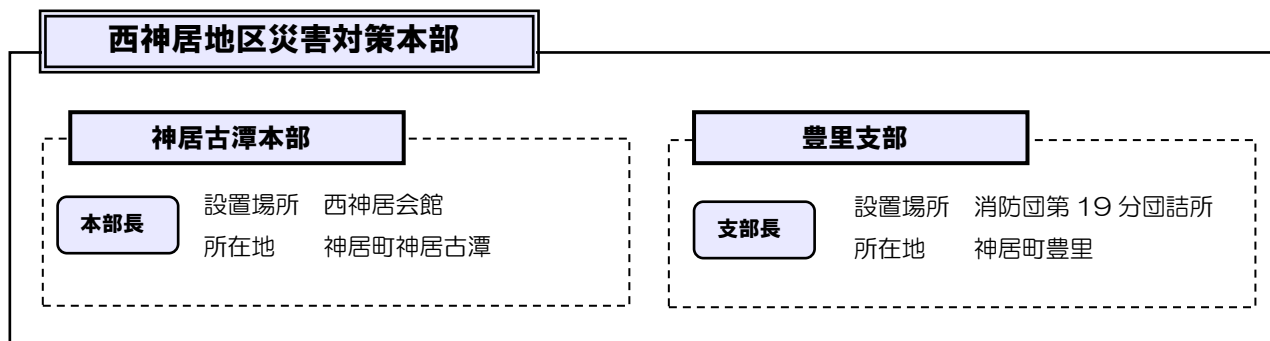
防災アプリの例～Yahoo! 防災速報

URL : <https://emg.yahoo.co.jp/>

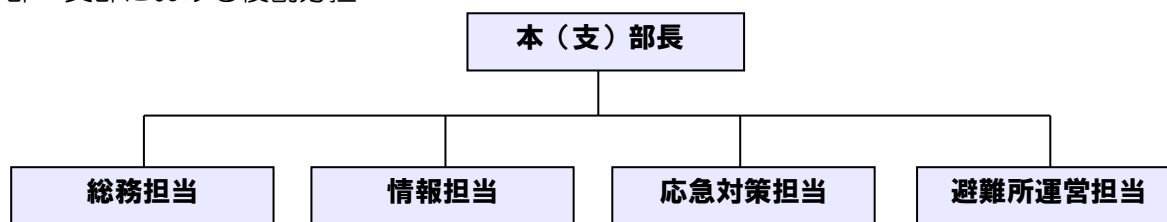


## 4 災害時の活動

### (1) 災害体制（組織と役割分担）



#### 本部・支部における役割分担



- |         |  |
|---------|--|
| 総務担当    | ： 全体調整，他の班の活動内容に属さないこと                       |
| 情報担当    | ： 情報収集・伝達・共有・災害広報                            |
| 応急対策担当  | ： 救助・救急，初期消火，避難誘導活動                          |
| 避難所運営担当 | ： 生活救援（給食給水・炊き出し等），避難所開設・運営，<br>避難行動要支援者等の支援 |

※ 地域の特性上，活動する人員が限られることから，本（支）部長を含めた各住民が複数の役割又はすべての役割を担うことも想定される。

#### ア 西神居地区災害対策本部（神居古潭本部）

西神居地区防災会議会長は，必要に応じ，西神居会館内に神居古潭連合町内会会長（※）を本部長とする「西神居地区災害対策本部」を設置し，本部員として必要と認める者を招集する。西神居地区災害対策本部を設置した旨を旭川市防災課に連絡する。

※連合町内会会長を基本とするが，不在等により活動できない場合は地区住民の中から代行を選定する。豊里支部長についても同様とする。

#### イ 豊里支部

本部長は，必要に応じ，豊里連合町内会会長を支部長とする「支部」を設置する。支部長は，支部員として必要と認める者を招集する。支部を設置した旨を旭川市防災課に連絡する。

#### ウ 町内会

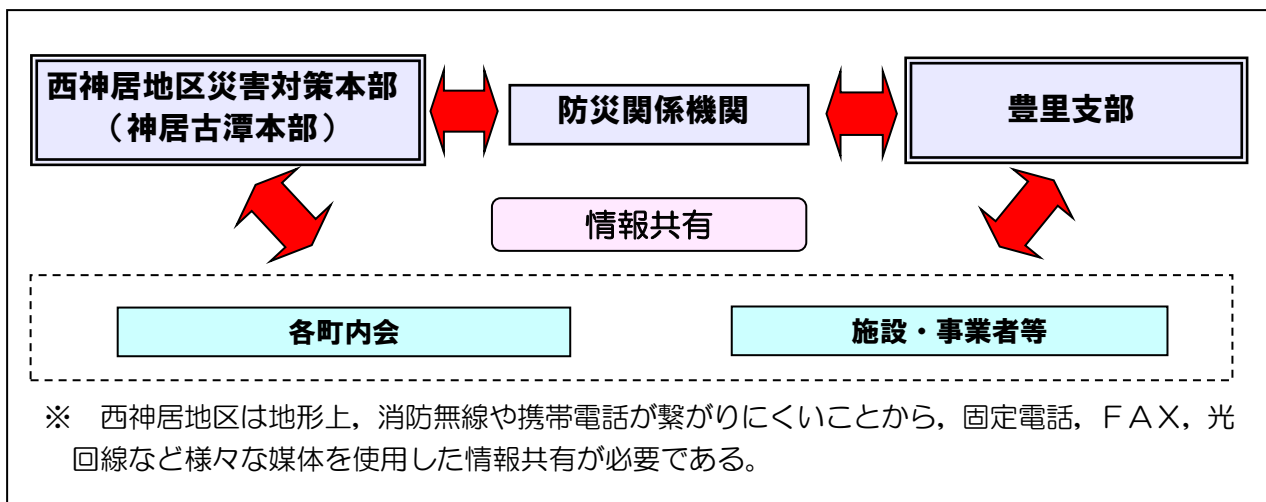
西神居地区の各町内会は，各町内会が定める計画等に基づき，担当区域の住民の安全を確保する。

#### エ 施設・事業者等

西神居地区の各施設・事業者等は，各自が定める避難確保計画等に基づき，利用者や従業員の安全を確保する。

## (2) 情報収集・伝達・共有・災害広報

西神居地区の被災状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を行う又は必要な支援を受けるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。



### ア 西神居地区災害対策本部（神居古潭本部・豊里支部）

西神居地区災害対策本部は、西神居地区全体の被害状況や避難状況、各世帯の安否情報についての情報を集約し、防災関係機関に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。

### イ 各町内会

西神居地区の各町内会は、被害状況や避難状況、事前に得ている安否情報（長期間不在にしている世帯など）について、西神居地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を住民に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。

### ウ 施設・事業者等

西神居地区の施設・事業者等は、被害状況や避難状況について、西神居地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を、利用者、従業員に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。

## (3) 救助・救急、初期消火

### ア 救助・救急

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を必要とする者が生じた場合は、直ちに救出・救護活動を行う。負傷者が医師の手当を要するものと認めた時は、医療機関又は防災機関が設置する応急救護所に搬送する。

### イ 初期消火

火災が発生した場合は、各家庭や事業所、施設等の消火器や防災資機材等を用いて、初期消火を行うとともに、直ちに消防機関に通報する。また、消防機関・消防団に対し、自然水利（火災発生場所付近のため池など）の状況について情報提供を行う。

## (4) 避難誘導活動

避難情報（高齢者等避難、避難指示）が発令された時は、各町内会、施設、事業所等は、それぞれの避難計画に基づき、開設されている避難所や避難場所等への避難誘導を行うほか、階段の昇降が困難な方への支援について、避難者同士が協力して行う。ただし、西神居地区に土砂災害による避難情報が発令された場合は、豊西会館及びセルフ豊里以外の避難場所に避難することとする。

## (5) 生活救援（給食給水・炊き出し等）

西神居地区災害対策本部は、各町内会や施設、事業所等と協力して、市から供給された支援物資や地域内の住民等から提供を受けた食糧等の配分、給食給水、炊き出し等を行う。

## (6) 避難所開設・運営

避難所を開設した場合、西神居地区災害対策本部は、旭川市や各町内会、施設、事業所、災害ボランティア等と協力して、避難所の開設・運営を行うものとする。

## (7) 避難行動要支援者等の支援

避難支援者は、個別避難計画に基づき避難行動要支援者の避難支援を行うとともに、旭川市や各町内会、施設、事業所、災害ボランティア等と連携して、避難生活の支援を行うものとする。  
必要に応じて、市が開設する福祉避難所への二次避難を検討する。

## (8) 消防団の役割（課題）

消防団は、災害広報活動、消火・救急救助・水防などの現場活動など、大規模災害発生時において様々な役割を担っているが、地域人口の減少、高齢化などの影響により団員数が不足していることから、団員数の確保、出動体制の見直しなどを課題としている。

このことから、大規模災害発生時においてはより一層、それぞれの住民同士が協力し、上記活動を行う必要がある。

## 5 風水害・土砂災害・地震・雪害への対応

西神居地区防災会議や各町内会、施設、事業所等は、西神居地区において風水害や土砂災害、地震、雪害等の災害が発生した場合、本計画に基づき、西神居地区住民の生命、身体の保護に努めるものとする。

## 6 災害復旧時の活動

西神居地区災害対策本部は、旭川市が行う災害復旧に各町内会、施設、事業所、災害ボランティア等と連携して協力するものとする。

## 7 計画の見直し

本計画の見直しに当たっては、西神居地区防災会議の審議に諮るものとし、見直し後には旭川市防災会議に、その内容を通知するものとする。

